



金沢市公報

号外第 11 号の 7

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

| 目 次 | ページ | | ページ |
|--|-----|---|-----------|
| 規 則 | | | (道路管理課) 9 |
| 金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども福祉課) | 1 | 金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (市営住宅課) | 9 |
| 金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課) | 6 | 金沢市公共工事執行管理規則の一部を改正する規則 (技術管理課) | 9 |
| 金沢市母子保健法施行細則等の一部を改正する規則 (地域保健課) | 7 | 金沢市消防公印規則及び金沢市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則 (消防総務課) | 9 |
| 金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (市立病院) | 8 | 金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (") | 10 |
| 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則(リサイクル推進課) | 8 | 金沢市キゴ山自然学習館条例施行規則を廃止する規則 (生涯学習課) | 11 |
| 金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (歩ける環境推進課) | 8 | 金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例施行規則を廃止する規則 (長寿福祉課) | 11 |
| 金沢市道路占用規則の一部を改正する規則 | | | |

規 則

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第36号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親認定省令」という。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(里親認定等の申請)

第2条 法第6条の3第1項に規定する里親(同条第2項に規定する養育里親を除く。)の認定の申請は、里親認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 申請者及びその同居人の履歴書
- (2) 居住する家屋の平面図
- (3) 法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (4) 戸籍謄本
- (5) 収入の証明書
- (6) 健康診断書

2 省令第36条の37第1項の規定による養育里親の認定の申請は、養育里親認定申請書(様式第1号の2)に、前項各号に掲げる書類のほか、同条第3項第3号に掲げる書類を添付して行うものとする。

3 省令第36条の37第2項の規定による専門里親の認定の申請は、前項の申請書に、第1項各号に掲げる書類のほか、同条第4項各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

第2条の次に次の2条を加える。

(養育里親登録事項の変更等)

第2条の2 省令第36条の39の規定による届出は、養育里親登録事項変更等届出書(様式第1号の3)によるものとする。

(登録の更新)

第2条の3 省令第36条の42第1項の規定による申請は、養育里親更新申請書(様式第1号の4)に、同条第2項に規定する研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類を添付して行うものとする。

第6条の11の次に次の1条を加える。

(児童自立生活援助の実施の申込み)

第6条の12 法第33条の6第2項の規定による児童自立生活援助の実施の申込みは、児童自立生活援助実施申込書(様式第17号の2)によるものとする。

第7条第1項第5号中「又は」を「若しくは」に改め、「同じ。)」の次に「又は法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施」を加える。

別表第1の備考第1項中「第314条の7」を「第314条の8」に改め、同備考第2項第2号中「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改める。

別表第2の備考第1項中「第314条の7」を「第314条の8」に改め、同備考第2項第2号中「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改める。

別表第3の備考第1項中「第314条の7」を「第314条の8」に改め、同備考第2項第2号中「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改める。

別表第4の備考第1項中「指定医療機関」の次に「、ファミリーホーム(法第6条の2第8項に規定する住居をいう。以下同じ。)」を加え、「及び児童自立支援施設(通所部に限る。)」を「、児童自立支援施設(通所部に限る。))及び自立援助ホーム(同条第1項に規定する住居をいう。))」に改め、同備考第2項中「第314条の7」を「第314条の8」に改め、同備考第3項第2号中「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同備考第11項中「母子生活支援施設」を「この表の規定にかかわらず、母子生活支援施設」に、「及び里親」を「又は里親若しくはファミリーホーム」に、「徴収金月額をその月において当該施設が開所した日数で除して得た額に、その月において当該施設に通所した日数を乗じて得た額(この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)を通所に係る徴収金の額」を「徴収金の額は、0円」に改める。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

㊟

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

里親認定申請書

児童福祉法第6条の3第1項に規定する里親になることを希望するので、次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|------|--|--------|--------|----------------|------|
| 認定を受けようとする里親の種類 | | | 養子縁組により養親となることを希望する里親 ・ 親族里親（児童福祉法施行規則第1条の32第2項第2号に規定する里親） | | | | |
| 申請者及び その同居の 家族 | フリガナ 氏 名 | 生年月日 | 年 齢 | 性 別 | 続 柄 | 職業（勤務先） 学校等 | 健康状態 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 1 里親になることを希望する理由 | | | | | | | |
| 2 養子縁組によって養親となることの希望の有無 | | | 有 ・ 無 | | | | |
| 3 養子縁組を希望する場合は、該当するものを で囲んでください。 | | | ア 養子縁組できない児童の養育を行ってもよい。 イ 養子縁組できない児童の養育は行わない。 | | | | |
| 添 付 書 類 | | | | | | | |

備考

- 添付書類は、返却できませんので、ご了承ください。
- 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられたことがないことを確認させていただきます。

様式第1号の2(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

養育里親認定申請書

養育里親の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の37の規定により、次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|------|--|--------|--------|----------------|------|
| 認定を受けようとする里親の種類 | | | 養育里親・専門里親 | | | | |
| 申請者及び その同居の 家族 | フリガナ 氏 名 | 生年月日 | 年 齢 | 性 別 | 続 柄 | 職業（勤務先） 学校等 | 健康状態 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 1 里親になることを希望する理由 | | | | | | | |
| 2 養子縁組によって養親となることの希望の有無 | | | 有 ・ 無 | | | | |
| 3 養子縁組を希望する場合は、該当するものを で囲んでください。 | | | ア 養子縁組できない児童の養育を行ってもよい。 イ 養子縁組できない児童の養育は行わない。 | | | | |

| | | |
|---------|---------------------------------|---|
| 4 | 1年以内の期間を定めて養育を希望する場合は、その期間 | |
| 5 | 過去に里親登録されていた場合は、その都道府県名 | |
| 6 | 養育里親研修修了(予定)日 | |
| 7 | 専門里親研修修了(予定)日 | |
| 8 | 専門里親の申請をする場合は、該当するものを で囲んでください。 | ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育経験を有する。 イ 3年以上児童福祉事業に従事した。 ウ ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有する。 |
| 添 付 書 類 | | |

備考

- 添付書類は、返却できませんので、ご了承ください。
- 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられたことがないことを確認させていただきます。

様式第1号の2の次に次の2様式を加える。

様式第1号の3(第2条の2関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 ⑩
(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

養育里親登録事項変更等届出書

養育里親としての登録事項に変更等があったので、児童福祉法施行規則第36条の39の規定により関係書類を添えて届け出ます。

| 変 更 事 項 | | |
|-----------|-------|-------|
| 変 更 内 容 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変 更 年 月 日 | | 年 月 日 |

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第1号の4(第2条の3関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 ⑩
(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

養 育 里 親 更 新 申 請 書

養育里親の登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の42の規定により、次のとおり申請します。

| 更新を受けようとする里親の種類 | | | 養育里親・専門里親 | | | | |
|---------------------------------|-------------|------|--|--------|--------|----------------|------|
| 申請者及び その同居の 家族 | フリガナ 氏 名 | 生年月日 | 年 齢 | 性 別 | 続 柄 | 職業（勤務先） 学校等 | 健康状態 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 1 養子縁組によって養親となることの希望の有無 | | | 有 ・ 無 | | | | |
| 2 養子縁組を希望する場合は、該当するものを で囲んでください | | | ア 養子縁組できない児童の養育を行ってもよい。 イ 養子縁組できない児童の養育は行わない。 | | | | |
| 3 1年以内の期間を定めて養育を希望する場合は、その期間 | | | | | | | |
| 4 養育里親更新研修修了（予定）日 | | | | | | | |
| 5 専門里親更新研修修了（予定）日 | | | | | | | |
| 添 付 書 類 | | | | | | | |

備考

- 添付書類は、返却できませんので、ご了承ください。
- 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられたことがないことを確認させていただきます。

様式第17号の次に次の1様式を加える。

様式第17号の2（第6条の12関係）

年 月 日

（あて先）金沢市長

児童自立生活援助実施申込書

児童自立生活援助の実施を受けたいので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

| | | | | |
|--------------|-----|--|------|--|
| 申込者 | 居住地 | | | |
| | 氏 名 | | 生年月日 | |
| 職 業 | | | | |
| 入居を希望する住居 | | | | |
| 援助の実施を希望する理由 | | | | |
| 添付書類 | | | | |

備考 添付書類は、返却できませんので、ご了承ください。

様式第18号中「里親」の次に「又はファミリーホーム」を加え、

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 指定医療機関への治療等の委託の措置に関するもの | 円 | を |
|-------------------------|---|---|

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 指定医療機関への治療等の委託の措置に関するもの | 円 | に |
| 児童自立生活援助の実施に関するもの | 円 | |

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第37号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第8号中「第35条第2項」の次に「及び第4項」を加え、同条第23号の2中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に、「第61条の2第2項第1号」を「第61条の3第2項第1号」に、「第51条の2第2項第2号」を「第51条の3第2項第2号」に、「第61条の2第2項第2号」を「第61条の3第2項第2号」に改め、同条第23号の4中「第78条の11」を「第78条の12」に、「第115条の11第1項」を「第115条の12第1項」に、「第115条の19」を「第115条の21」に改め、同条第23号の5中「第78条の5」を「第78条の5第1項」に、「第115条の14」を「第115条の15第1項」に改め、同条第23号の6中「第115条の14」を「第115条の15」に改め、同条第23号の7中「第78条の7」を「第78条の8」に改め、同条第23号の8中「第115条の20第1項」を「第115条の22第1項」に、「第115条の28」を「第115条の31」に改め、同条第23号の9及び第23号の10中「第115条の21第3項」を「第115条の23第3項」に改め、同条第23号の11及び第23号の12中「第115条の23」を「第115条の25」に改め、同条第23号の13中「第115条の39第3項」を「第115条の45第3項」に改める。

第8条の2中「第115条の14」を「第115条の15」に、「第78条の7」を「第78条の8」に改める。

第8条の3中「第78条の10、第115条の18及び第115条の27」を「第78条の11、第115条の20及び第115条の30」に、「第78条の10各号」を「第78条の11各号」に、「第115条の18各号」を「第115条の20各号」に、「第115条の27各号」を「第115条の30各号」に、「法第115条の27」を「法第115条の30」に改める。

様式第5号中

| | |
|----------------------------------|---|
| 要支援 1 2 ・ 経過的要介護 ・ 要介護 1 2 3 4 5 | を |
|----------------------------------|---|

| | |
|-------------------------|-------|
| 要支援 1 2 ・ 要介護 1 2 3 4 5 | に改める。 |
|-------------------------|-------|

様式第8号中「第35条第2項」の次に「及び第4項」を加える。

様式第14号中

| | |
|----------------------------------|---|
| 要支援 1 2 ・ 経過的要介護 ・ 要介護 1 2 3 4 5 | を |
|----------------------------------|---|

| | |
|-------------------------|-------|
| 要支援 1 2 ・ 要介護 1 2 3 4 5 | に改める。 |
|-------------------------|-------|

様式第23号の6中「事業を廃止・休止・再開したので」を「事業の廃止・休止・再開に関し」に、

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|------------|---------------|-----------|--|--|--|----------------|------------|----------------|-----------|----------------------------------|--|
| 「 | | 「 | | | | | | | | | | | |
| を | を | を | に改め、同様式の備考第2 | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>廃止・休止・再開した事業所</td></tr> <tr><td>廃止・休止・再開の別</td></tr> <tr><td>廃止・休止・再開した年月日</td></tr> <tr><td>廃止・休止した理由</td></tr> <tr><td>現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）</td></tr> </table> | 廃止・休止・再開した事業所 | 廃止・休止・再開の別 | 廃止・休止・再開した年月日 | 廃止・休止した理由 | 現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ） | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>廃止・休止・再開に係る事業所</td></tr> <tr><td>廃止・休止・再開の別</td></tr> <tr><td>廃止・休止・再開に係る年月日</td></tr> <tr><td>廃止・休止する理由</td></tr> <tr><td>現にサービスを受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）</td></tr> </table> | 廃止・休止・再開に係る事業所 | 廃止・休止・再開の別 | 廃止・休止・再開に係る年月日 | 廃止・休止する理由 | 現にサービスを受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ） | |
| 廃止・休止・再開した事業所 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開の別 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開した年月日 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止した理由 | | | | | | | | | | | | | |
| 現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ） | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開に係る事業所 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開の別 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開に係る年月日 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止する理由 | | | | | | | | | | | | | |
| 現にサービスを受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ） | | | | | | | | | | | | | |
| 」 | | 」 | | | | | | | | | | | |

項中「廃止・休止・再開」を「廃止又は休止の場合にあっては廃止又は休止の日の1箇月前までに、再開の場合にあっては再開」に改める。

様式第23号の12中「事業を廃止・休止・再開したので」を「事業の廃止・休止・再開に関し」に、

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|------------|---------------|-----------|----------------------------------|--|--|----------------|------------|----------------|-----------|----------------------------------|--|
| 「 | | 「 | | | | | | | | | | | |
| を | を | を | に改め、同様式の備考第2 | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>廃止・休止・再開した事業所</td></tr> <tr><td>廃止・休止・再開の別</td></tr> <tr><td>廃止・休止・再開した年月日</td></tr> <tr><td>廃止・休止した理由</td></tr> <tr><td>現にサービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）</td></tr> </table> | 廃止・休止・再開した事業所 | 廃止・休止・再開の別 | 廃止・休止・再開した年月日 | 廃止・休止した理由 | 現にサービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ） | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>廃止・休止・再開に係る事業所</td></tr> <tr><td>廃止・休止・再開の別</td></tr> <tr><td>廃止・休止・再開に係る年月日</td></tr> <tr><td>廃止・休止する理由</td></tr> <tr><td>現にサービスを受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）</td></tr> </table> | 廃止・休止・再開に係る事業所 | 廃止・休止・再開の別 | 廃止・休止・再開に係る年月日 | 廃止・休止する理由 | 現にサービスを受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ） | |
| 廃止・休止・再開した事業所 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開の別 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開した年月日 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止した理由 | | | | | | | | | | | | | |
| 現にサービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ） | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開に係る事業所 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開の別 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開に係る年月日 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止する理由 | | | | | | | | | | | | | |
| 現にサービスを受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ） | | | | | | | | | | | | | |
| 」 | | 」 | | | | | | | | | | | |

項中「廃止・休止・再開」を「廃止又は休止の場合にあっては廃止又は休止の日の1箇月前までに、再開の場合にあっては再開」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第8条第8号及び第23号の2、様式第5号、様式第8号並びに様式第14号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市母子保健法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第38号

金沢市母子保健法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市母子保健法施行細則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項中「第314条の7」を「第314条の8」に改め、同備考第2項第2号中「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改める。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第1項中「第314条の7」を「第314条の8」に改め、同備考第2項第2号中「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改める。

(金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（平成10年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「第314条の7及び同法附則第5条第3項」を「第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同備考第2項第1号中「第92条第1項」を「第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）、第92条第1項」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3

の2第4項」を加え、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の金沢市における保育の実施に関する条例施行規則別表第1の規定は、平成21年4月分からの保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第39号

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市立病院の組織及び分掌事務規則（平成3年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、薬剤部」を削り、同条第3項中「呼吸器科、消化器科、循環器科」を「呼吸器内科、消化器内科、循環器内科」に、「神経科精神科」を「神経精神科」に改め、同条第4項中「診療録管理室」の次に「、薬剤室」を加える。

「

| | | | |
|-----------|--------|--------------|---|
| 第5条第4項の表中 | 診療録管理室 | 診療録の管理に関する事項 | を |
|-----------|--------|--------------|---|

」

「

| | | |
|--------|--------------------|-------------|
| 診療録管理室 | 診療録の管理に関する事項 | に改め、同条第5項を削 |
| 薬剤室 | 調剤、製剤及び薬品の管理に関する事項 | |

」

り、同条第6項を同条第5項とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第40号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | | | | |
|-------|---------|------|--|---|
| 電気器具類 | ウインドファン | 500円 | | を |
| | 液晶テレビ | 500円 | | |

」

「

| | | | | |
|-------|---------|------|--|---|
| 電気器具類 | ウインドファン | 500円 | | に |
|-------|---------|------|--|---|

」

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第41号

金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）の一部を次のように改正する。
様式第1号及び様式第2号中「自転車・原動機付自転車」を「自転車等」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第42号

金沢市道路占用規則の一部を改正する規則

金沢市道路占用規則（昭和29年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「占用を開始しようとする日前5日までに」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第43号

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成14年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中「200,000円」を「158,000円」に、「178,000円」を「139,000円」に、「601,000円」を「487,000円」に改める。

別表第1中「99,500円」を「79,800円」に、「83,800円」を「67,000円」に、「82,600円」を「65,900円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

| 区分 | 床面積 | 入居者の所得の区分 | 入居者負担額 (月額) |
|----------|-------------|------------|----------------|
| 芳斉住宅Aタイプ | 78.19平方メートル | 259,000円以下 | 71,900円 |
| 芳斉住宅Bタイプ | 62.38平方メートル | 259,000円以下 | 60,300円 |
| 芳斉住宅Cタイプ | 61.68平方メートル | 259,000円以下 | 59,400円 |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市公共工事執行管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第44号

金沢市公共工事執行管理規則の一部を改正する規則

金沢市公共工事執行管理規則（平成元年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市立病院事務局次長」の次に「、泉野図書館にあっては泉野図書館副館長」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市消防公印規則及び金沢市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第45号

金沢市消防公印規則及び金沢市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

(金沢市消防公印規則の一部改正)

第1条 金沢市消防公印規則(昭和26年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | | | | |
|---|----|----------------------------------|-----|-------------------------|----|---|---|
| 「 | 19 | 署 金 金 長 石 沢 印 消 市 防 防 市 | れい書 | 金石消防署長名 をもってする文 書 | 署長 | 1 | を |
| | 19 | 署 臨 金 長 港 沢 印 消 市 防 防 市 | れい書 | 臨港消防署長名 をもってする文 書 | 署長 | 1 | |
| 」 | | | | | | | |
| 「 | 19 | 署 金 金 長 石 沢 印 消 市 防 防 市 | れい書 | 金石消防署長名 をもってする文 書 | 署長 | 1 | に |
| 」 | | | | | | | |

改める。

(金沢市消防職員委員会に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市消防職員委員会に関する規則(平成8年規則第84号)の一部を次のように改正する。

第4条中「16人」を「14人」に改め、同条第5号を削る。

第7条第2項中「8人」を「7人」に改め、同項第5号を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第46号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2 金沢市第一消防団の表中

| | | | | | |
|--|---|---|---|----|----|
| | 8 | を | 8 | 16 | に、 |
|--|---|---|---|----|----|

| | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|-----|---|---|---|----|-----|--------|-----|
| 「 | 3 | 19 | 25 | を | 「 | 4 | 23 | 30 | に改め、同表 | |
| | 4 | 23 | 30 | | | | 4 | 23 | | 30 |
| | 3 | 14 | 20 | | | | 3 | 14 | | 20 |
| 」 | 62 | 319 | 448 | | 」 | | 63 | 331 | | 461 |

金沢市第二消防団の表中

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|----|----|-----|-----|---|
| | 8 | を | 8 | 16 | に、 | 380 | 523 | を |
|--|---|---|---|----|----|-----|-----|---|

「

| | |
|-----|-----|
| 388 | 531 |
|-----|-----|

」に改め、同表金沢市第三消防団の表中「

| | |
|--|---|
| | 7 |
|--|---|

」を

「

| | |
|---|----|
| 8 | 15 |
|---|----|

」に、

| | | |
|----|-----|-----|
| 3 | 19 | 25 |
| 29 | 168 | 227 |

を

| | |
|----|-----|
| 4 | 23 |
| 30 | 180 |

」

「

| |
|-----|
| 30 |
| 240 |

」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市キゴ山自然学習館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第47号

金沢市キゴ山自然学習館条例施行規則を廃止する規則

金沢市キゴ山自然学習館条例施行規則（平成5年規則第47号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第48号

金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例施行規則を廃止する規則

金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例施行規則（昭和56年規則第3号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例を廃止する条例（平成21年条例第31号）附則第2項に規定する者については、廃止前の金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

平成21年(2009年)3月31日 印刷
平成21年(2009年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄